(三)　指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(1)　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市青谷町八葉寺字西村内二三六の一、字大竹山九〇〇
(2)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(3)　指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千七百八十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県上野原市桑久保字うにやど二三五一、字境沢二三九六、字瀧ノ沢二一九三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千七百八十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県都留市中津森字観音沢七四二地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一三〇五の内一（次の図に示す部分に限る。）、七四二から七四五まで、七四七から七五五まで、七五七から七六二まで、一二八二から一二八九まで、一二八八の内一、一二九七、一二九七の二、一二九七の内二、一二九七の内三、一三〇〇、一三〇五の内二、字新井七六六から七七一まで、字石合一三一九、一三一九の内一、一三二〇から一三二六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

　1　次の森林については、主伐は、択伐による。

　字観音沢七四二地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、七四二・七五四・七五五・七五七・七五八・一二八八・字新井七六八（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千七百八十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県韮崎市旭町上條北割字鎌倉四一六四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

　1　次の森林については、主伐は、択伐による。

　字鎌倉四一六四（次の図に示す部分に限る。）

　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千七百八十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　京都府福知山市夜久野町板生小字大峪八二三四、八二三四の一、八二三五、八二三五の一、八二三七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千七百八十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　神奈川県厚木市下荻野字西山二一四九の二一から二一四九の二五まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二一四九の一、二一四九の一八から二一四九の二〇まで、二一四九の二六、二一四九の二九から二一四九の三一まで、二一四九の三九から二一四九の四一まで、二一四九の四七から二一四九の五七まで、二一四九の六〇、二一四九の六三から二一四九の六七まで、二一四九の六九から二一四九の七五まで、二一四九の八六、二一四九の八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び厚木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千七百九十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、加美町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）